### 3 か月以上 1歳未満の 乳児対象

### ヒブ(出り)予防護軍を受けまし 予防接種費用の一部を助成します

■ヒブ(Hib)予防接種に関すること こども課母子健康係  $\blacksquare$  (23)8634

#### 《ヒブ(Hib)とは》

ヘモフィルス・インフルエンザb型菌とい う細菌の略語で、頭文字をとってヒブ(Hib)と 呼ばれています。

名前に「インフルエンザ」という単語が入りま すが、ヒブは細菌で、冬に流行するインフルエンザウイルスとは別のものです。

ヒブはヒトからヒトへ飛沫感染し、鼻咽腔 に保菌され、これが原因菌となって細菌性髄 膜炎や肺炎・喉頭蓋炎・敗血症などの重い病 気をひきおこします中でも細菌性髄膜炎は予 後が悪く、注意が必要な病気です。

### 《細菌性髄膜炎とは》

細菌が脳に感染する重症の感染症で、日本では年間600 人前後のお子さんが感染しており、その原因となる細菌の 6割強がヒブです。

ヒブが原因となる髄膜炎をヒブ髄膜炎といい、多くの場合、生後3か月から5歳になるまでのお子さんがかかりま す。特に6か月から1歳未満のお子さんがかかりやすくも っとも注意が必要です。

また、ヒブ髄膜炎患者のうち、約5%の方が亡くなり、約 25%の方に重い後遺症(てんかん・難聴・発達障害など)が 残ります。

予防接種でヒブ髄膜炎からお子さんを守りましょう。

- 対象者 平成22年1月1日以降に生まれた 3か月以上1歳未満の乳児
- |実施場所||かかりつけの医療機関
- 接種開始月齢が3か月~7か月未満 接種回数 ⇒初回3回+追加1回

接種開始月齢が7か月~1歳未満

- ⇒初回2回+追加1回
- ★初回は4~8週間の間隔で接種します。
- ★三種混合予防接種と同時に接種可。
- 窓口で支払う自己負担額 1回につき2,000円 接種費用7,000円のうち、5,000円を市が負担。
- 申込方法 必ず、各医療機関に事前に予約をしてから受診してください。
  - ★市への申し込みは不要です
  - ★ワクチンの入手に時間がかかりますので、 必ず事前に予約をしてください。
- |次の①~④に該当するお子さんは接種を受け ることができません
  - ①明らかに発熱している
- ②ヒブワクチンの成分または破傷風トキソイドで アナフィラキシーを起こしたことがある

- ③重篤な急性疾患にかかっている
- ④医師が接種不適当と判断した場合
- 次の①~⑤に該当するお子さんが接種を受け る際は医師にご相談ください
  - ①心臓病、腎臓病、肝臓病、血液などの病気や、 発育障害などで治療を受けている
  - ②予防接種後2日以内に発熱したことがある
  - ③過去にけいれんやひきつけをおこしたことがある
  - ④ヒブワクチンの成分などでアレルギーを起こす ことがある
  - ⑤過去に免疫不全と診断されている
- 注意事項
  - ☆受診時は、必ず親子(母子)健康手帳を持参 してください。
  - ☆ヒブ予防接種は行政措置の法定外(任意)予 防接種となりますので、万が一健康被害が 起きた場合は「大田原市予防接種事故災害 補償規則」に基づき対処いたします。
  - ☆市外の医療機関で接種を希望する場合は、 こども課母子健康係【**四**(23)8634】へご相 談ください。

# 70歳以上 の方対象の

## 励炎致菌 予防接種を受けましょう 予防接種費用の一部を助成します

■肺炎球菌予防接種に関すること 高齢いきがい課介護予防係

**(23)8917** 

高齢者のかかる肺炎の多くが、肺炎球菌によるも のといわれています。

この肺炎球菌は、80種類以上の型があり、その 中でも感染する機会の多い23種類の型に対して、 ワクチン接種で免疫をつけることができます

ただし、肺炎球菌ワクチンですべての肺炎が予 防できるわけではありませんので、日ごろの健康 管理が大切です。

- 大田原市民で接種当日70歳以上の方 対象者 ※今年度から、過去に肺炎球菌予防接種を受けた 方でも、接種してから5年以上経過していれば 医師の判断で再接種することができるようにな: りました。
- ●実施場所 かかりつけの医療機関
- ||窓口で支払う自己負担額 4,000円 接種費用7,500円のうち、3,500円を市が負担。
- ●接種方法 ①保険証・印鑑を持参のうえ、高∶

齢いきがい課介護予防係または各支所、出 張所に直接お申し込みください。その場で 肺炎球菌予防接種券を発行します。

- ②医療機関に接種日を予約してから受けてく ださい。なお、17ページの一覧に記載され ていない医療機関で受けるときは、予約を する前に、高齢いきがい課介護予防係【四 (23)8917】までご相談ください。
- 接種日に持参するもの 肺炎球菌予防接種券 と保険証 ※予診票は各医療機関にあります。
  - ▶肺炎球菌予防接種は行政措置による任意の
    - 予防接種ですので、強制ではありません。 肺炎球菌予防接種は、行政措置における法 定外予防接種ですが、国が認めた健康被害 が起きた時は「大田原市予防接種事故災害 補償規則」に基づき対処いたします。